

審査基準（公表用）

様式第3号

所管部（局）・課 農林水産部 生産者支援課

法令名	森林組合法			法令番号	昭和53年法律第36号			
手続名	森林組合等の吸収分割の認可			根拠条項	第88条の3第2項			
審査基準	<p>第88条の3第2項の規定による森林組合の吸収分割の認可に係る審査基準は、同条第3項において準用する第79条の認可の基準のとおりとする。なお、「事業の目的を達成することが著しく困難である」か否かについては、事業経営基盤の規模等から判断することとする。また、定款の審査に当たっては、当該森林組合の定款が「森林組合模範定款例」（昭和53年7月26日付け53林野組第157号農林水産事務次官依命通知）に準拠しているかどうかを考慮するものとする。</p>							
	受付機関	農林事務所	処理機関	生産者支援課	交付機関	生産者支援課	標準処理期間 2月 標準経由期間 日	目次 No.